

土石の堆積許可後の手続きについて

書類等の提出先は春日井市建築指導課窓口です。
様式データは春日井市ホームページからダウンロードしてください。(裏面参照)
必要書類等は、愛知県『盛土規制法に係る許可申請等の手引』(以下、「県手引」)を参照してください。

●1～4のうち、☒のあるものについて忘れずに対応してください。

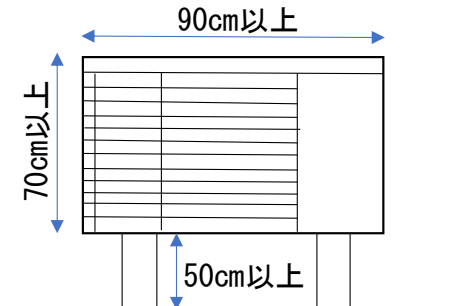
☒1 標識の設置

許可後すみやかに

完了確認まで

※県手引p53-55参照

- ・様式24「工事標識(土石の堆積)」を使用し、右図の寸法のとおり作成してください。
- ・工事現場内の道路等から見やすい場所に設置してください。



☒2 工事記録写真

施工中随時

- ・裏面を参照し、工事記録写真を残してください。

☐3 定期報告

許可日から3か月ごと

※県手引p20,57参照

- ・様式10「定期報告書」に写真を添付して提出してください。

☒4 工事完了確認

堆積した土石の除去完了から4日以内

※県手引p21,57参照

- ・様式11「確認申請書(土石の堆積)」に写真を添付して提出してください。
- ・現場確認は、原則申請日翌週の水曜日午後に行います。(手数料不要)
- ・確認済証が交付されるまでは、原則として土地の使用が禁止されます。

●工事記録写真(土石の堆積)

工事が次の工程に達したときは、工事写真を撮影して工程の順に写真帳にて整理してください。

- | | | |
|--------------------|--|--|
| (1) 許可標識の掲示状況 | 【 遠景 】
【 近景 】
(許可内容に変更があれば、すべての変更状況) | ☐
☐
☐ |
| (2) 工事の全景 | 【 着手前 】
【 完了後 】 | ☐
☐ |
| (3) 地盤改良 | 【 材料及び寸法の管理状況がわかること 】 | ☐ |
| (4) 立入禁止措置 | 【 柵及び関係者以外立入禁止の表示 】 | ☐ |
| (5) 排水措置 | 【 側溝等の地表水排除に必要な措置 】 | ☐ |
| (6) 土石の堆積 | 【 最大高さが判読できること 】
【 周囲に設けた空地の寸法が判読できること 】 | ☐
☐ |
| (7) その他、土砂の流出防止措置等 | | ☐ |

●申請書類等様式データのダウンロード

春日井市ホームページ「盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)申請書等
<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1027725/shinsei/shinsei/machizukuri/1036785.html>



●愛知県『盛土規制法に係る許可申請等の手引』ダウンロード

愛知県ホームページ「盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)-愛知県
愛知県における許可申請等の手続き」
<https://www.pref.aichi.jp/site/morido/morido-tetsuduki.html>



●盛土規制法に関するお問合せ先

春日井市まちづくり推進部建築指導課 開発指導担当
TEL:0568-85-6326